

契 約 書 (案)

¥ _____

品 名	数 量	単価 (円)	金 額 (円)	備 考
離職されたみなさまへ	35,900 部	円	円	
雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり	15,700 部	円	円	
雇用保険事務手続きの手引き	3,175 部	円	円	
雇用保険の高年齢受給資格者のしおり	4,090 部	円	円	
消 費 税			円	
合 計			円	

上記の物品について前記代金をもって購入（製造）するにあたり、

発注者 **支出負担行為担当官岡山労働局総務部長 榎本 俊一** を甲とし、
受注者 を乙として、

双方対等な立場において次の条項により契約を締結する。

第1条 甲と乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

第2条 甲はこの契約の保証金を免除するものとする。

第3条 現品の納入までに要する全ての費用は代金中に含まれるものとする。

第4条 現品の納入期限は 令和6年10月11日（金）午後5時とする。

第5条 現品の納入場所は、別紙「納入場所内訳表」のとおりとする。

第6条 この契約で作成された印刷物の著作権者は甲とし、印刷物の著作権は甲が有するものとする。

また、乙は印刷物の作成元データ（完成品の PDF ファイルデータ含む）を甲へ提出するものとする。

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再

委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第10条 現品の仕様等は全て指定のとおりとし、次条の検査に合格するものに限るものとする。

第11条 検査方法及び期限等は次のとおりとする。

(1) 乙は、現品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。また、納入にあたっては、乙は甲に対して納品書を交付することとする。

(2) 甲は前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に納入検査をするものとする。

(3) 検査のために必要な人夫はすべて乙において手配すること。

第12条 甲は、前条の検査に合格したことを確認したときは直ちに乙に通知するものとする。

第13条 納入現品の所有権は、甲が第11条の検査の結果合格品と認め、当該物品を受領した時点で移転する。なお、所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

第14条 甲は、乙が契約に違反し又は不当であるために給付の内容の全部又は一部が不合格であった場合は、乙に対しその是正又は改善を求めることができる。この場合における費用及びこれに伴う損失は乙の負担とする。

第15条 乙は、第11条の検査に合格した時は、官署支出官岡山労働局長(以下「支出官」という。)に契約代金を請求する。

2 支出官は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を支払う。

3 支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し支払期限の翌日から支払い日まで、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定した率（以下「政府契約における利率」という。）の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

第16条 甲は、第11条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前項を適用するものとする。

第17条 甲は、乙が第4条の期限内に合格品を納入しない場合においても特に遅滞料を徴し、延期を許可することができる。この場合における遅滞料は、その期限の翌日より起算し、その未納付分に相当する金額に対し、遅滞日数に応じて年3%の割合で計算した額とする。

第18条 乙は、天災地変その他正当な理由により第4条の期限内に物品の納入が困難な場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲は、その請求を正当と認めるときはこれを許可し、前条の遅滞料を免除することができる。

第19条 甲の都合により給付の内容等に変更の必要を生じた場合は、乙はこれを拒むことができない。但し、この場合における本契約の金額の増減並びに第4条の期限の伸縮については双方協議のうえ定めるものとする。

第20条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第18条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限内に合格品の受渡を終了

しないとき

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第21条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第29条 甲は、第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第31条 乙は、本契約に基づく業務処理にあたって知得した甲及び厚生労働省の業務内容に関し、これを外部に漏らしてはならない。

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に

虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第34条 第33条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第35条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第15条第2項、第16条、第20条第2項、第21条、第23条、第24条、第27条、第29条、第31条、第34条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結を証するため本証書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 榎本 俊一

乙

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

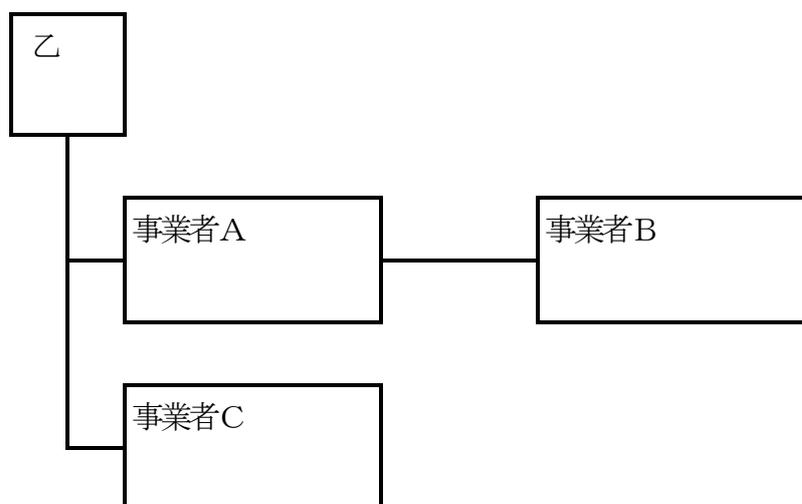
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

納入場所内訳表

納入先	所在地	離職された みなさまへ	雇用保険の失業 等給付受給資格 者のしおり	雇用保険 事務手続きの 手引き	雇用保険の高年 齢受給資格者の しおり
		配布数	配布数	配布数	配布数
岡山労働局 職業安定課	岡山市北区下石井1-4-1	100	100	90	60
〃 労働保険徴収室		0	0	80	0
岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	20,000	4,500	1,300	1,100
津山公共職業安定所	津山市山下9-6	4,000	1,000	330	100
津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	500	500	40	100
倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1	4,000	3,500	720	900
倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111	1,200	700	60	200
倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	600	800	100	200
玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	450	500	80	130
和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	1,500	1,000	80	200
和気公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227	150	300	15	100
高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	600	300	30	150
高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	300	300	50	150
笠岡公共職業安定所	笠岡市笠岡5891	1,000	1,000	100	500
西大寺公共職業安定所	岡山市東区西大寺中1-13-35	1,500	1,200	100	200
合計		35,900	15,700	3,175	4,090

※納入する際は、納入日・納入先・品名・数量を記載した納品書を必ず付けること。

納入期限 令和6年10月11日（金）午後5時